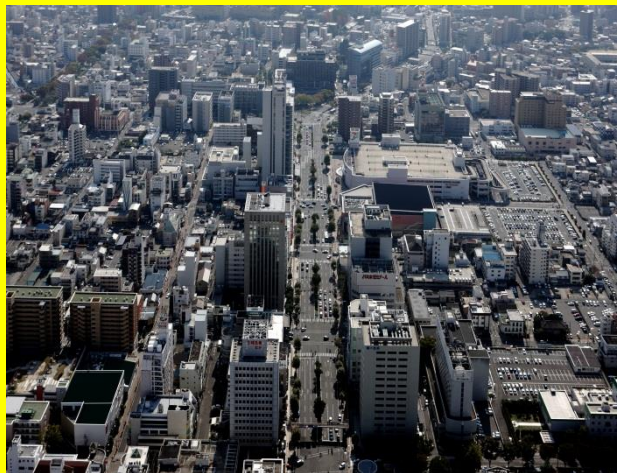


事業系ごみ減量化・資源化 の手引き

～持続可能な循環型社会の構築のため、4Rを推進しましょう～



資源化物の分別排出とリサイクルなどによる
ごみの減量化・資源化や排出抑制を実践しましょう！

岡山市環境局

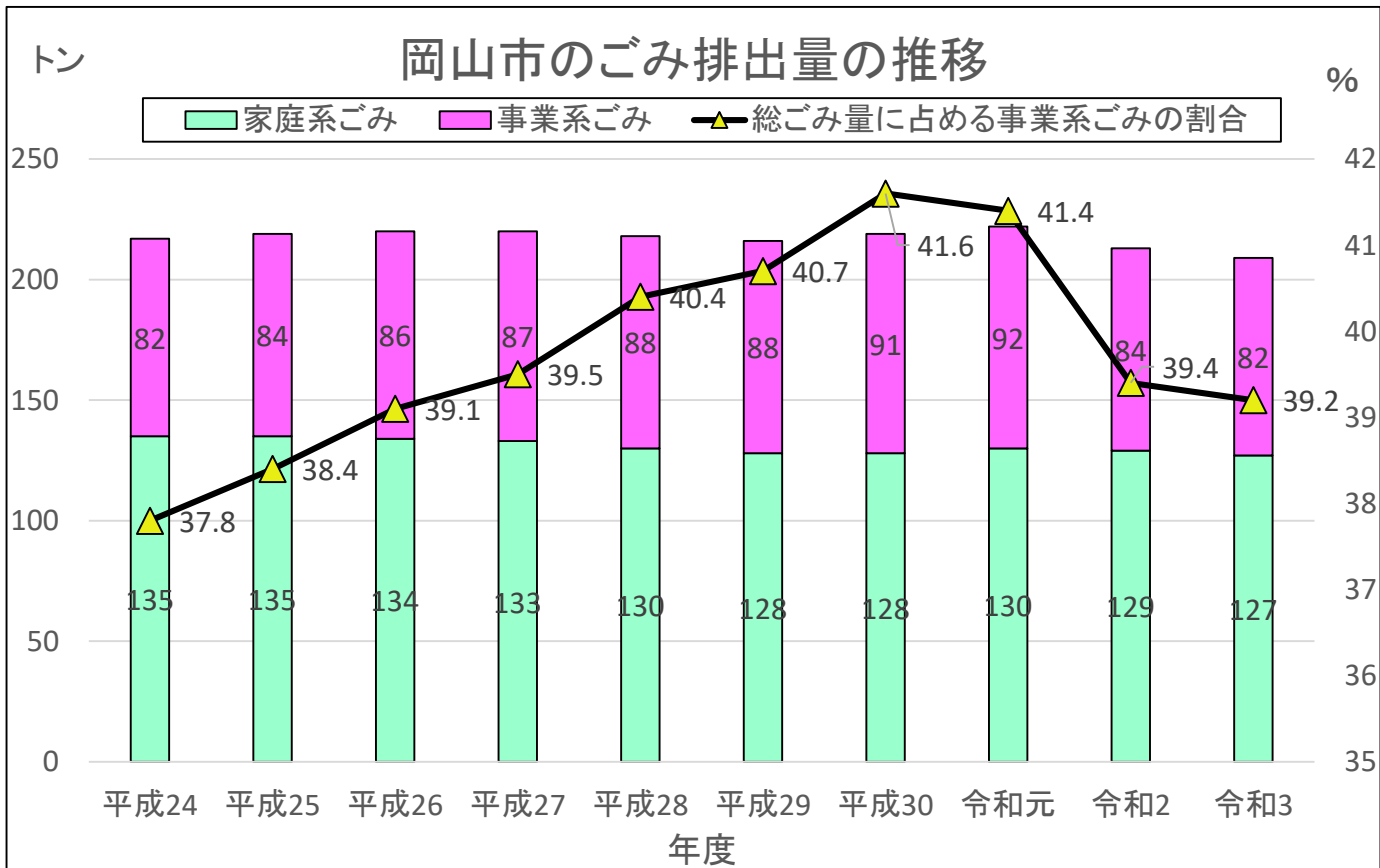
目 次

ごみの減量化と資源化にご協力ください	1ページ	資源化物の分け方・出し方	10ページ
ごみの減量とリサイクルの効果	2ページ	オフィス古紙を回収しましょう	11ページ
事業系ごみと事業者の責務	3ページ	オフィス古紙回収のポイント	12ページ
事業系ごみの適正な処理方法	4ページ	てんぷら油の回収について	13ページ
循環型社会の形成の推進のための施策体系	5ページ	家電4品目・パソコンのリサイクル 「事業系ごみの分け方・出し方」冊子	14ページ
4Rの推進	6ページ	岡山市における事業用大規模建築物 の所有者等とその役割	15ページ
職場内における4Rの推進体制	7ページ	令和3年度年度事業系ごみ資源化率	16ページ
事業系一般廃棄物の分け方・出し方	8～9ページ	優良事業者等表彰制度	17ページ
		優良事業者の取組事例	18ページ

ごみの減量化と資源化にご協力ください

本市の令和3年度のごみ処理量は、年間約20万9千トンにのびります。このうち事業系ごみは、約8万2千トンで、全体の約39.2%をしめています。事業系ごみは、近年増加傾向にあり、事業系ごみの分別、とりわけ資源化物の分別排出とリサイクルなどによる徹底した減量化や排出抑制が重要な課題となっています。

岡山市のごみ排出量の推移



ごみの減量とリサイクルの効果

ごみを減らし、リサイクルを進めていくことは、ごみ問題の解決につながるだけでなく、事業所にも様々なメリットがあります。事業所の一人ひとりが協力して、ごみの減量・リサイクルに取り組んでいきましょう。

企業のイメージアップ

地球環境問題に大きな関心が高まっている今、企業全体でごみ減量やリサイクルを推進することは、CSR(企業の社会的責任)活動の一部となり、企業ブランドの向上、企業経営基盤の安定化等、企業価値の増大に役立ちます。

イメージアップ!



コストの節減・効率化

ごみを減量していくことで、ごみ処理にかかるコスト等が削減できます。

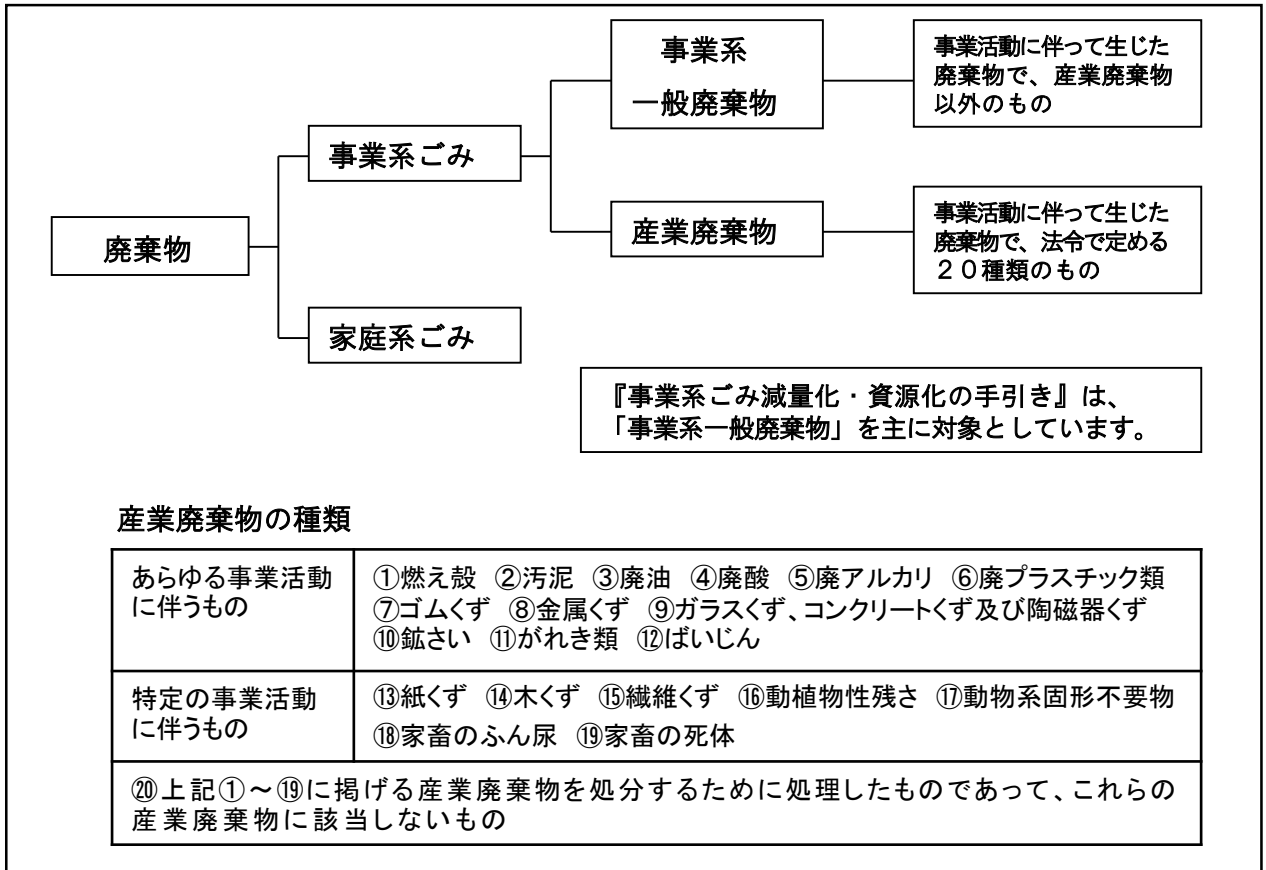
また、有価物の売却収益の拡大も図ることができます。

従業員の意識改革

ごみを出さない職場・製品づくりを目指すことは、製造工程や組織の合理化等につながり、職場のみなさん一人ひとりの意識啓発にもなります。



事業系ごみとは



事業者の責務とは

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、事業者の責務が明確に示されています（第3条）。また、「岡山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」（以下「条例」という。）では、事業者が果たすべき責務を第5条において次のとおり定めています。

- ① 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進すること等により、廃棄物を減量しなければならない。
- ② 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において、適正に処理しなければならない。
- ③ 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理の確保に関し、市の施策に協力しなければならない。

事業系ごみの適正な処理方法

事業系ごみとは、事業活動（店舗、会社、工場、事務所などの営利を目的とするものだけでなく、病院、学校、官公庁など、広く公共サービスを行っているところを含む）に伴って発生するごみで、事業者の責任において適正に処理しなければなりません。

処理の方法としては、

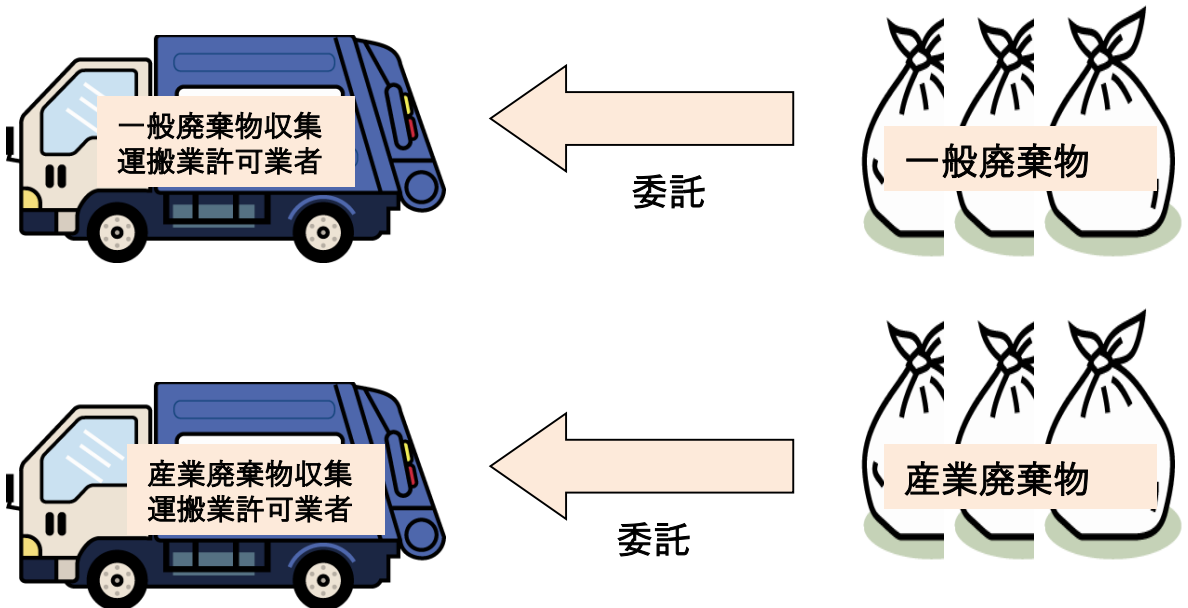
①自ら持込む・・自ら処理施設等に持込む。

（市の処理施設へ直接持ち込む場合は8・9ページ参照）

②許可業者へ委託・・市が許可した許可業者に収集、運搬を委託する。
などがあります。

一般廃棄物と産業廃棄物はそれぞれの許可業者へ

許可業者に委託する場合、事業系一般廃棄物は一般廃棄物収集運搬業許可業者に、産業廃棄物は産業廃棄物収集運搬業許可業者及び産業廃棄物処分業者に委託しなければなりません。

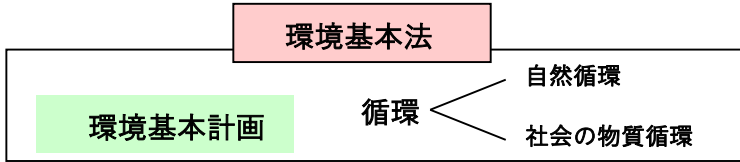


一般廃棄物収集運搬業許可業者に関すること	： 環境事業課	TEL086-803-1298
産業廃棄物処理業者に関すること	： 産業廃棄物対策課	TEL086-803-1303

循環型社会の形成の推進のための施策体系

子孫に良い環境を残していくために、我々は、限られた地球の資源を大切に、環境保全と経済活動が調和した持続可能な資源循環型社会の形成に貢献していく必要があります。

このため、「循環型社会形成推進基本法」をはじめ各種法律が整備されています。



循環型社会形成推進基本法（基本的枠組み法）

- 基本原則
 - 国、地方公共団体、事業者、国民の責務、
 - 国の施策
- 循環型社会形成推進基本計画 [国の他の計画の基本]

廃棄物処理法

<廃棄物の適正処理>

- ①廃棄物の排出抑制
- ②廃棄物の適正処理（リサイクルを含む）
- ③廃棄物処理施設の設置規制
- ④廃棄物処理業者に対する規制
- ⑤廃棄物処理基準の設定 等

資源有効利用促進法

<リサイクルの推進>

- ①再生資源のリサイクル
- ②リサイクル容易な構造・材料等の工夫
- ③分別回収のための表示
- ④副産物の有効利用の促進

（個別物品の特性に応じた規制）

容器包装リサイクル法	家電リサイクル法	食品リサイクル法	建設リサイクル法	自動車リサイクル法	小型家電リサイクル法
<ul style="list-style-type: none"> ・容器包装の市町村による分別収集 ・容器の製造・容器包装の利用者による再商品化 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃家電4品目を小売業者が排出者から引き取って、製造業者等へ引渡し ・製造業者等が再商品化 	<ul style="list-style-type: none"> ・食品の製造・加工・販売業者が食品廃棄物等を再生利用等 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事の受注者が⇒建築物の分別解体等 ⇒建設廃材等の再資源化等 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係業者が使用済み自動車の引き取り、フロン回収、解体、破碎 ・製造業者がエアバッグ、シュレッダーダストの再資源化、フロン破壊 	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済み小型電子機器等を認定事業者等が再資源化
<ul style="list-style-type: none"> 〔ガラス製容器、ペットボトル、紙製容器、プラスチック製容器等〕 	<ul style="list-style-type: none"> 〔エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、テレビ、洗濯機・衣類乾燥機〕 	<ul style="list-style-type: none"> 〔食品残さ〕 	<ul style="list-style-type: none"> 〔木材、コンクリート、アスファルト〕 	<ul style="list-style-type: none"> 〔自動車〕 	<ul style="list-style-type: none"> 〔携帯電話、デジタルオーディオプレイヤー、デジタルカメラ等〕

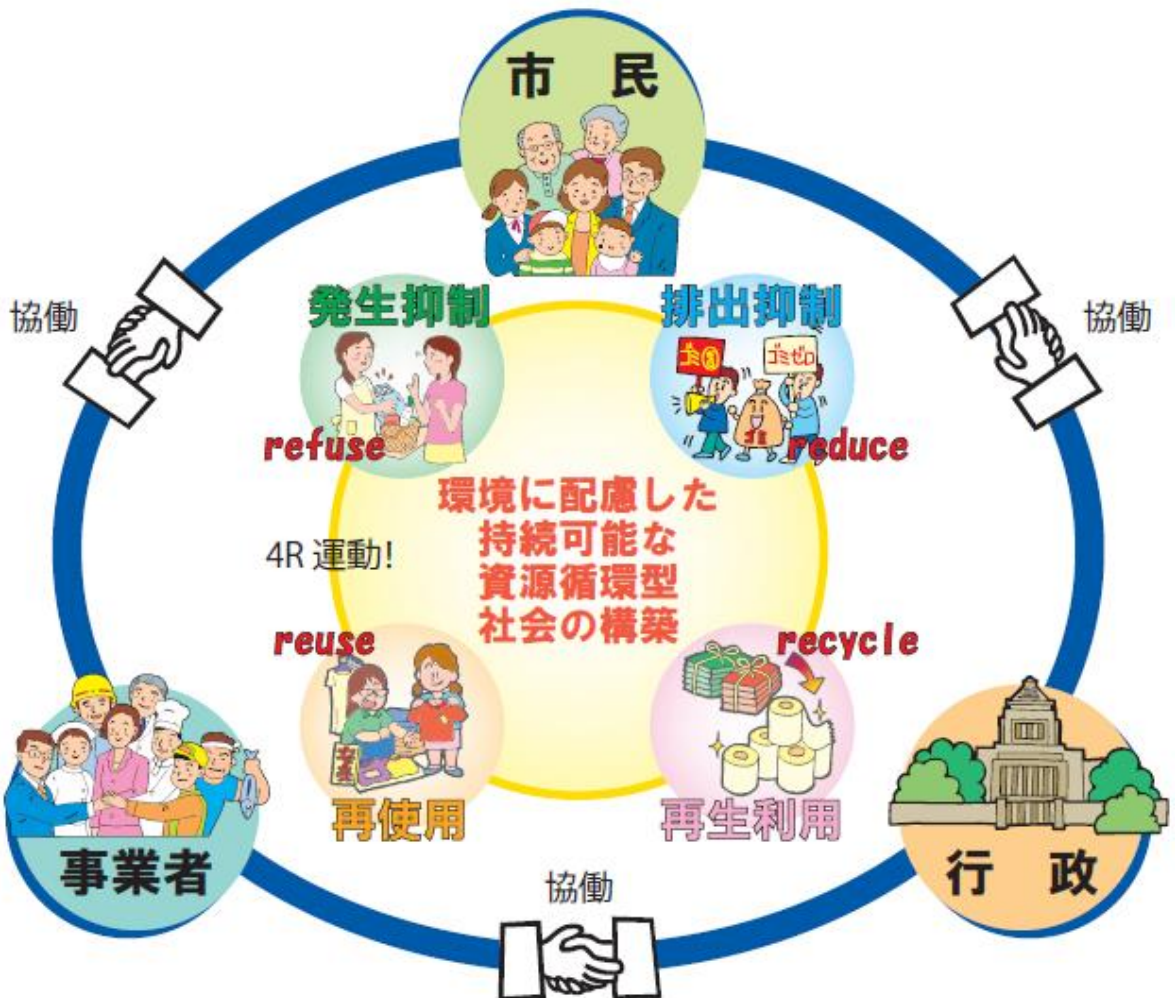
グリーン購入法（国等が率先して再生品などの調達を推進）

4Rの推進

循環型社会の構築に向け、平成12年に制定された循環型社会形成推進基本法において、廃棄物・リサイクル対策の優先順位を明確にしています。

具体的には、第1に廃棄物の排出を抑制(Reduce:リデュース)し、第2に廃棄物を再使用(Reuse:リユース)し、第3に廃棄物を再生利用(Recycle:リサイクル)し、第4に熱回収を行い、最後にどうしても循環利用できない廃棄物を適正に処分することとしています。最初の3つの対策のアルファベットの頭文字が「R」であることから、これらを併せて「3R」と呼んでいます。

本市では、これら「3R」を推進するためには廃棄物の発生抑制(Refuse:リフューズ)が最優先されるものと考え、「3R」に発生抑制(Refuse:リフューズ)を加え「4R」とし、市民・事業者・行政が一体となった「4R」の活動を活発化することで、一層の減量化・資源化を進め、より環境に配慮した持続可能な資源循環型社会の構築を目指します。



職場内における4Rの推進体制

4Rの推進にむけて、各職場にあったシステムをつくりましょう。

組織作り

【導入準備】

- 廃棄物管理責任者の選任
- 各部署からの担当者の選出
- 検討委員会等の設置

現状把握

【ステップ1】

- ごみの種類や量の把握
- 資源化物の処理状況の把握



☆資源化物の処理状況は契約している収集運搬業許可業者又は資源回収業者に確認

計画

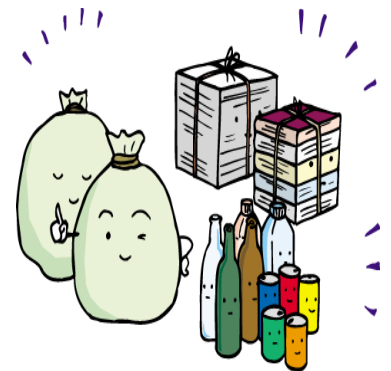
【ステップ2】

- 減量化・資源化の目標を立てる

- ◆発生抑制が可能なものはないか
- ◆資源化が可能なものはないか

☆各職場にあった減量化・資源化の方法を考える

☆収集運搬業許可業者又は資源回収業者とよく相談し、できるだけ資源化の方法を考える



実行

【ステップ3】

- 従業員などへの周知

- ◆分別の種類や方法の周知徹底
- ◆各従業員の役割分担の周知徹底

☆収集運搬業許可業者又は資源回収業者と分別区分（方法）、収集場所、収集回数、料金等をよく相談し、ごみの減量化・資源化の協力を得ること



点検・見直し

【ステップ4】

- ごみの種類・量を継続的に把握
- ごみの減量効果・取組状況を点検し、問題点を抽出し改善を行う



事業系一般廃棄物の分け方・出し方

事業系一般廃棄物のうち、自家処理できないものは、次のように分別して「市の処理施設」に搬入するか、市の許可した「一般廃棄物収集運搬業許可業者」に収集・運搬を委託してください。

可燃ごみ

施設名	東部クリーンセンター	当新田環境センター
住所 電話番号	岡山市東区西大寺新地 453番地5 TEL086-944-7071	岡山市南区当新田 486番地1 TEL086-246-5145
受入時間等	月 金	8:00~15:00（祝日も可） （15:30に退場できるように搬入してください。） なお、年末年始の12月29日~1月3日を除きます。
	土 日	受入なし
搬入可能物	<ul style="list-style-type: none"> ●生ごみ（水切りの徹底を） ●剪定木及び草等（長さ60cm、直径12cm以下に切断したもの） ●リサイクルできない紙類（感熱紙、カーボン紙、ビニールコーティングされた紙など） 	
処理手数料	10キログラムまでごとにつき180円	
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ●岡山市内のごみであること（粗大ごみについても同様） ●ごみ袋は透明又は半透明のものを使用してください。 ●ロール状のものは受入できません。 ●産業廃棄物のうち、紙くず、木くず、繊維くず及び廃プラスチック類の一部については、<u>東部クリーンセンターのみ</u>で受け入れをしますが、事前に岡山市と産業廃棄物処理委託契約が必要です。また、収集・運搬を依頼するときは、産業廃棄物収集運搬業許可業者に依頼して下さい。 ●その他、搬入可能かどうか分からないものについては、搬入する各センターへ直接問い合わせをしてください。 <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">【産業廃棄物処理委託契約に関すること：環境施設課・TEL086-803-1311】</p>	

●事業活動に伴って生じる不燃ごみ（金属、ガラス、陶磁器、それら複数の素材でできたものなど）は、産業廃棄物になりますので持ち込みできません。

例えば、

空き缶、ガラスびん、ガラスコップ、茶わん、鏡、瓦、コンクリートくずなど

例えば、

乾電池、充電式電池、電気コード、傘、蛍光灯、小型家電製品など



粗大ごみ

施設名	東部リサイクルプラザ 岡山市東区西大寺新地453番地5 TEL086-944-7122	西部リサイクルプラザ 岡山市北区野殿西町428-2 TEL086-214-2650
受入時間等	月～金 8:00～15:00（祝日も可） 年末年始の12月29日～1月3日を除きます。	8:00～16:00（祝日も可） 年末年始の12月29日～1月3日を除きます。
	土日 受入なし	日曜日 8:00～16:00 年末年始の12月29日～1月3日を除きます。
搬入可能物	<p>●産業廃棄物に該当しない粗大ごみ 例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木製の机や棚 （建築業、木材・木製品製造業、リース業から出るものを除く） ・天然繊維でできた布団（羽毛布団は十字に縛るか、ナイロン袋に入れる。） <p>（注1）その他、搬入可能かどうか分からないものについては、各施設に問い合わせください。 （注2）車両の大きさ等の制限がありますので、搬入前に、各施設に問い合わせください。</p>	
処理手数料	10キログラムまでごとにつき180円	

市で受入れできないもの	<p>●工作物の新築、改築（リフォーム）又は、除去（解体撤去）に伴って生じた、コンクリートくず、ブロック、瓦片、レンガ、残土など。 （処理業者・建設業者等が取り扱う建築廃材は産業廃棄物です。）</p> <p>●仏壇、モーターバイク、劇薬、農薬、オイル、塗料などは、販売店に相談してください。</p> <p>●タイヤ、LPGボンベ、消火器、バッテリーは販売店に問い合わせてください。</p>
-------------	--

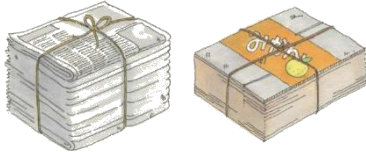


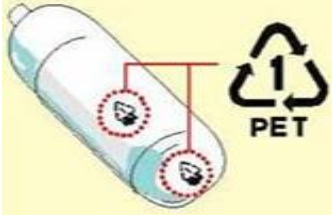
●事業所からでる資源化物は、市の施設では
受入れしていません。

収集運搬業許可業者又は資源回収業者へ相談してください。

〔 資源回収業者は、職業別電話帳タウンページのリサイクル
の項目を参照してください。 〕



☆資源化物の例

<p>古紙</p>		<ul style="list-style-type: none"> ●新聞紙・チラシ ●ダンボール ●雑誌 ●OA用紙 など
<p>空き缶</p>		<ul style="list-style-type: none"> ●缶詰の缶 ●飲料水用缶 ●菓子缶 ●スプレー缶 など
<p>ガラスびん</p>		<ul style="list-style-type: none"> ●インスタントコーヒーや ドリンク剤のびん ●ウイスキーのびん ●その他繰り返し使えない飲料 水用のびんなど
<p>ペット ボトル</p>		<ul style="list-style-type: none"> ●ペットボトル <p>※収集及び処分は、収集運搬業許可業者に 相談してください。</p>

※排出時の詳しい注意事項等は、収集運搬業許可業者又は資源回収業者に確認してください。

オフィス古紙を回収しましょう

オフィスから出る古紙のなかで、特にざつ紙を分別しリサイクルしましょう

ざつ紙を回収し、リサイクルするとこんなに社会貢献

事業系一般廃棄物にかかる税金の節約

焼却場の延命につながる

焼却灰が減り、埋め立て処分場の延命につながる

焼却場から排出されるCO2削減

製紙におけるエネルギーの節約

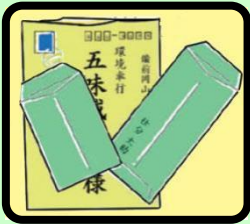
社員への環境教育

製紙業界が使用する木材使用量が減少

地球温暖化防止

リサイクルできる物

印刷物・筆記用紙類

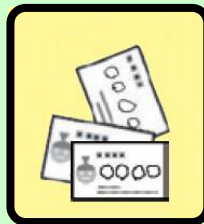


封筒類

(紙以外の部分は取り除く)



ハガキ



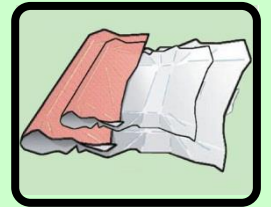
名刺



紙箱・台紙類

紙箱

包装紙・紙袋類



包装紙



カレンダー

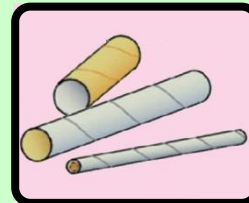
(紙以外は取り除く)



ダイレクトメール類



チラシ・カタログ



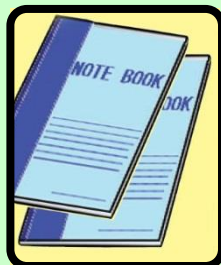
トイレットペーパーの芯



紙袋



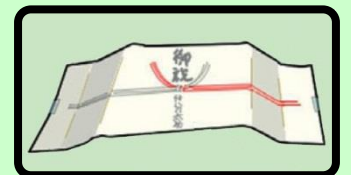
ポスター



ノート類

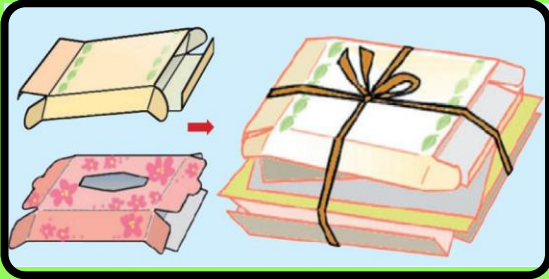


伝票・メモ類



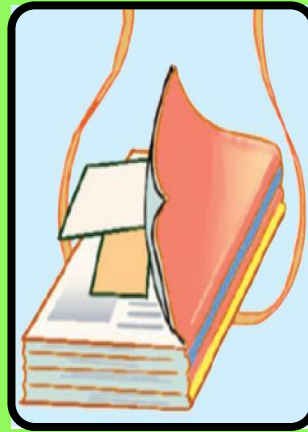
祝儀袋等

分別した後の出し方の例



大きな厚紙や紙箱などは、
開いてひもで十字に縛ってください。

小さな紙切れは、雑誌の中に挟むか、
透明または半透明の袋に入れ、封を
してください。

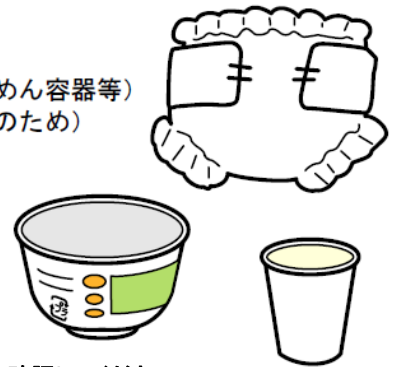


**リサイクル
出来ない物**

リサイクルできない物の例

- ・フィルムコーティングされた紙
- ・防水加工された紙（紙コップ、紙皿、紙製カップめん容器等）
- ・テッシュペーパー、キッチンペーパー（耐水加工のため）
- ・汚れている紙（油、ケチャップ、マヨネーズ等）
- ・金紙、銀紙（ガムの包み紙、タバコの内包紙等）
- ・紙おむつ（含ポリマーのため）
- ・500mlより小さい紙パック
- ・圧着はがき
- ・点字用紙
- ・写真

※具体的には、収集運搬業許可業者または資源回収業者に確認してください。



オフィス古紙回収のポイント

1. 発生する古紙の量や処理方法など現状を把握する。
2. 古紙の引き取り先を見つける。
3. 一回あたりの量を回収会社と相談。
4. 新聞・雑誌・段ボールなどの区分を基本に、コピー紙などの分別方法について回収会社と相談。

てんぷら油の回収について

限りある資源の有効利用のために

バイオディーゼル燃料(BDF) に生まれ変わります

回収されたご家庭やお店で使用済みのてんぷら油は、バイオディーゼル燃料に生まれ変わり、岡山市のごみ収集車などの軽油に変わる燃料として有効利用されます。

CO₂の発生が抑制されます

化石燃料の代わりに植物成分を原料とする燃料を使用すると、自動車から排出されるCO₂はゼロとみなすことができます。植物の育成過程でCO₂が吸収されるからです。これを「カーボンニュートラル」と呼びます。

ごみの減量化につながります

今まで紙に吸わせたり、固めるなどして可燃ごみとして排出されていたてんぷら油をリサイクルするので、ごみの減量化につながります。

川や海の水がきれいになります

てんぷら油は、台所などの流しに捨てる時排水管や下水管にこびり付き、水詰まりの原因となります。また、直接、河川に流れ込むと水質汚染の原因となります。



このステッカーが目印です！



※岡山市のごみ収集車などの燃料(BDF)になります。

回収できる油

- 使用済み、または賞味期限切れの植物系油です。

植物油とは...

サラダ油・なたね油・大豆油・ゴマ油・コーン油

てんぷら油の回収に関するお問い合わせ

バイオディーゼル岡山株式会社

TEL (086) 261-6050

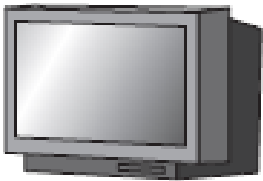
家電4品目・パソコンのリサイクル

家電4品目

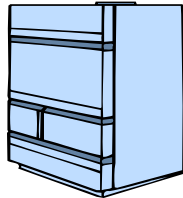
家庭向きに製造されたテレビ（ブラウン管式・液晶・プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコンを事業用として使用した場合でも「家電リサイクル法」の対象品目になります。処分するときは、「リサイクル料金」が必要となります。

購入店または買い換え店へ引取を依頼する、もしくは、産業廃棄物の収集運搬業許可業者に委託、または自ら運搬し指定引取場所に持ち込んでください。

リサイクル料金、指定引取場所等、詳しくは、<http://www.rkc.aeha.or.jp/>（（財）家電製品協会 家電リサイクル券センター）で確認できます。



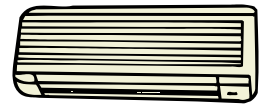
テレビ



冷蔵庫・冷凍庫



洗濯機・衣類乾燥機



エアコン

パソコンのリサイクル

「資源有効利用促進法」に基づき家庭・事業所ともに廃棄されるパソコンのリサイクル制度が始まっています。

各事業所から排出されるパソコンは、メーカーの定めた方法でリサイクルしてください。

回収方法や料金は、各メーカーで定められていますので、詳しくは各メーカーにお問い合わせください。

メーカーの窓口については、<http://www.pc3r.jp>（一般社団法人 パソコン3R推進協会）

で確認できます。



「事業系ごみの分け方・出し方」冊子

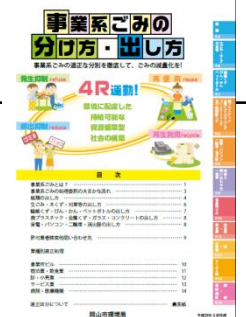
平成28年3月に「事業系ごみの分け方・出し方」を作成し、市内約30,000事業所に配布しました。

ごみの分別・排出方法について、環境事業課で配布していますので活用してください。

冊子については、

<https://www.city.okayama.jp/kurashi/cmsfiles/contents/0000005/5641/jiguyoukeidasikatawakekata.pdf>

で確認できます。



【事業者向けパンフレット】

岡山市における事業用大規模建築物の所有者等とその役割

条例では、ごみの減量化、リサイクルをより一層推進するため、事業系ごみに関する規定を設け、一定規模以上の事業所に対し「事業系廃棄物減量計画書」の提出、「事業系廃棄物管理責任者」の選任及び「事業系廃棄物等の保管場所の設置」等を義務づけています。

(該当事業所には、毎年4月頃に提出書類を送付いたします。)

【事業系廃棄物減量計画書等に関する問い合わせ先：

環境事業課資源循環推進室・Tel.086-803-1321】



事業系廃棄物減量計画書

事業用の建築物のうち、次に定める大規模なもの（以下「事業用大規模建築物」という。）の所有者または占有者（以下「事業用大規模建築物の所有者等」という。）は、事業系廃棄物の減量に関する計画書を作成し、市へ提出しなければなりません。（条例第35条）

【対象となる事業用の建築物】

- (1) 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗
- (2) 事業の用途に供される部分の延床面積が3,000平方メートル以上の建築物(学校教育法<昭和22年法律第26号>第1条に規定する学校の用途に供される建築物で、延床面積が8,000平方メートル未満のものを除く)

事業系廃棄物管理責任者の選任

事業用大規模建築物の所有者等は、建築物から排出される事業系廃棄物の減量及び適正な処理並びに減量計画書の実施に関する業務を担当させるため、廃棄物管理責任者を選任し、市へ届け出なければなりません。（条例第36条）

廃棄物・再利用対象物保管場所の設置

事業用建築物の所有者等は、建築物又は敷地内に、事業系廃棄物及び再利用対象物の保管場所を設置するよう努めなければなりません。（条例第37条第1項）

また、事業用大規模建築物を建設しようとする者は、建築物又はその敷地内に、次の設置基準に従い事業系廃棄物及び再利用の対象となる物の保管場所を設置しなければなりません。（条例第37条第2項）

【事業用大規模建築物の保管場所の設置基準】

- ・廃棄物及び再利用の対象となる物の収集及び運搬に支障が生じない場所であること。
- ・廃棄物及び再利用の対象となる物を明確に区分できるものであること。
- ・廃棄物及び再利用の対象となる物を十分に収納できる規模であること。
- ・廃棄物及び再利用の対象となる物が、衛生的に保管できるものであること。

令和3年度事業系ごみ資源化率

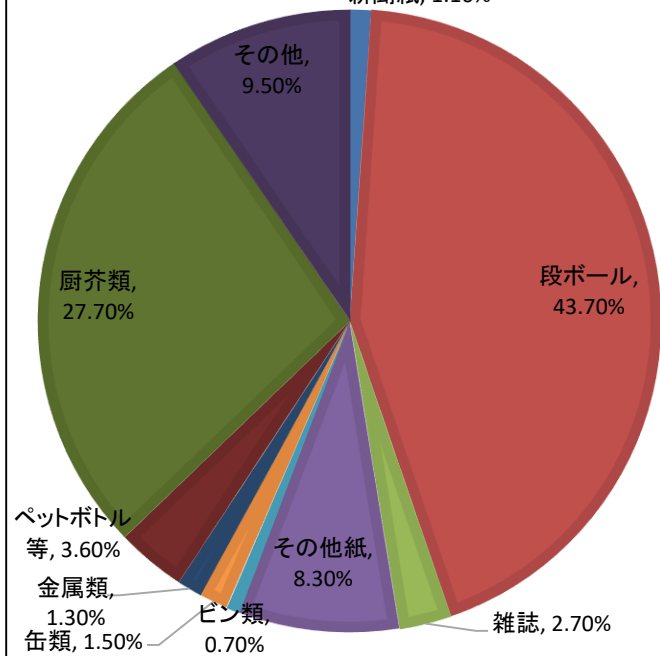
令和3年度の事業系廃棄物減量計画書より

その他紙（オフィス古紙）、厨芥類は発生量が多い一方で資源化率が低くなっており、これらの数値の改善が今後の課題となっています。

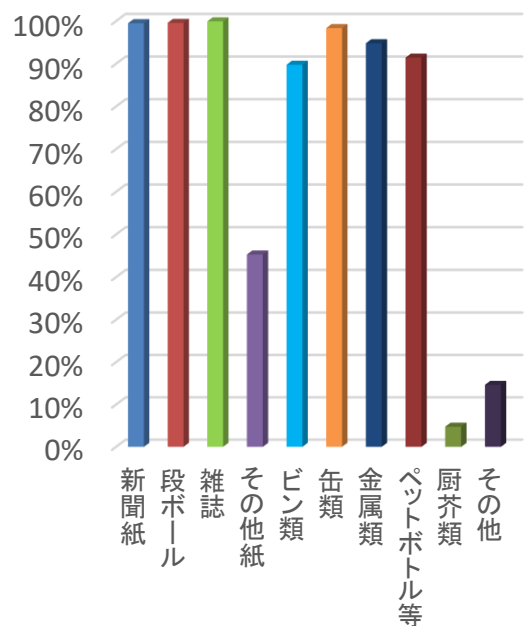
事業系ごみ資源化率調査結果(R3年度)

	品 目	発生量 t/年 (A)	資源化量 t/年 (B)	処分量 t/年 (A)-(B)	資源化率 % (B)/(A)	発生比率 % (A)/(A計)
1	新聞紙	379.11	377.14	1.96	99.48%	1.1%
2	段ボール	15,590.74	15,521.83	68.91	99.56%	43.7%
3	雑誌	956.53	955.75	0.78	99.92%	2.7%
4	その他紙	2,941.67	1,332.40	1,609.26	45.29%	8.3%
5	ビン類	249.05	223.53	25.52	89.75%	0.7%
6	缶類	539.32	530.38	8.94	98.34%	1.5%
7	金属類	461.33	437.25	24.08	94.78%	1.3%
8	ペットボトル等	1,271.60	1,162.53	109.06	91.42%	3.6%
9	厨芥類	9,865.34	468.71	9,396.63	4.75%	27.7%
10	その他	3,400.31	497.05	2,903.25	14.62%	9.5%
	計	35,654.97	21,506.57	14,148.40	60.32%	100.0%

品目別 発生比率 (R3)



品目別 資源化率 (R3)



事業系ごみの減量化・資源化に対して、積極的、またはユニークな取り組みを行い、その効果をあげた事業者等を表彰するため、平成17年度から優良事業者等表彰制度を導入しました。

受賞事業者の取り組みを紹介させていただき、優良な廃棄物処理事業者等の育成、及び廃棄物の減量化・資源化の推進を図ることを目的としています。

わが社もこんな取り組みを行っているという事業者の方は、ぜひご応募ください。（他薦も可能です。）

【優良事業者等表彰制度に関する問い合わせ先：環境事業課資源循環推進室・TEL086-803-1321】

令和4年度受賞者の皆さん

最優秀賞 株式会社セブーンイレブンジャパン

過去の受賞者の皆さん

令和元年度受賞者の皆さん

最優秀賞 岡山市立岡山後楽館高等学校
優秀賞 横山石油株式会社

平成30年度受賞者の皆さん

最優秀賞 イオンモール株式会社イオンモール岡山
優勝賞 藤クリーン株式会社
優秀賞 株式会社 岡山美装

平成29年度受賞者の皆さん

最優秀賞 株式会社ドコモCS中国 岡山支店
優秀賞 株式会社エコボード
優秀賞 株式会社ストライプインターナショナル

平成28年度受賞者の皆さん

最優秀賞 オーエム産業株式会社
優秀賞 株式会社中野コロタイプ
優秀賞 岡山県立岡山芳泉高等学校
優秀賞 広和印刷株式会社

平成27年度受賞者の皆さん

最優秀賞 山陽技研株式会社
優秀賞 株式会社リオス
優秀賞 岡山市農業協同組合 西大寺支所
優秀賞 岡山県立岡山朝日高等学校

平成26年度受賞者の皆さん

最優秀賞 株式会社ホテルグランヴィア岡山
優秀賞 ダイヤ工業株式会社
優秀賞 岡山学芸館高等学校

平成25年度受賞者の皆さん

最優秀賞 株式会社 ハローズ
優秀賞 株式会社 フレスタ
優秀賞 アイサワ工業株式会社

平成24年度受賞者の皆さん

最優秀賞 セロリー株式会社
優秀賞 株式会社マルイ 大福店
優秀賞 株式会社イズミ ゆめタウン平島店
優秀賞 岡山ビューホテル

平成23年度受賞者の皆さん

最優秀賞 両備ホールディングス株式会社
両備ストアカンパニー
優秀賞 株式会社仁科百貨店
優秀賞 キヤノンマーケティングジャパン
株式会社 岡山営業所
優秀賞 岡山県立瀬戸南高等学校

平成22年度受賞者の皆さん

最優秀賞 株式会社永谷園岡山工場
優秀賞 他4事業者

平成21年度受賞者の皆さん

最優秀賞 中国電力株式会社岡山支社
優秀賞 他3事業者

平成20年度受賞者の皆さん

最優秀賞 キリンビール株式会社岡山工場
優秀賞 他5事業者

平成19年度受賞者の皆さん

最優秀賞 株式会社両備システムズ
優秀賞 他3事業者

平成18年度受賞者の皆さん

最優秀賞 生活協同組合おかやまコープ
優秀賞 他5事業者

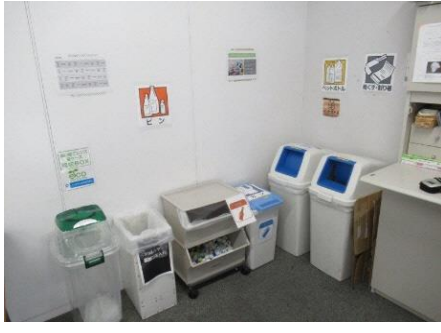
優良事業者の取組事例

岡山市で行う「優良事業者等表彰制度」で表彰された事業者の取組事例を紹介します。

令和4年度優良事業者の取組事例より



岡山市内75店舗にペットボトル回収機を設置し、限りある資源を有効に活用。



岡山市内75店舗にペットボトル回収機を設置し、限りある資源を有効に活用。



岡山地区事務所所属の社員で定期的にフードドライブを実施し、社会福祉協議会を通じて子ども食堂等に寄贈。



岡山市の「てまえどり」協力事業者として、食品ロス削減の推進を実施。



岡山地区事務所の社員や加盟店オーナー様らが笹ヶ瀬川下流の清掃活動に参加。



岡山ESD推進協議会・岡山市主催のSDGs海川フォーラム2022に参加し、海ゴミ問題やSDGsについての取り組みを紹介。

令和4年度表彰式



最優秀の表彰を受ける株式会社セブニーレブンジャパン



学校全体でESD.SDGsに理解を深める講演会を実施。(岡山市立岡山後楽館高等学校)



産業廃棄物は分別して、リサイクル業者にて可能な限り資源化。(横山石油株式会社)



西川の生き物を展示することで、西川の自然や環境保全の大切さを発信。(岡山市立岡山後楽館高等学校)



分別できるように各種ごみボックス(可燃・不燃・缶・ペット・電池)を設置。(横山石油株式会社)

ごみに関する問い合わせ先

事業系ごみの出し方、分別に関すること 一般廃棄物収集運搬業許可業者に関する こと	環境事業課	TEL086-803-1298
事業系ごみ減量計画書に関すること 優良事業者等表彰制度に関すること		TEL086-803-1321
産業廃棄物処理業の許可に関すること 産業廃棄物排出事業者への指導に関する こと	産業廃棄物対策課	TEL086-803-1303
市焼却場への持込みに関すること	環境施設課	TEL086-803-1311

排出事業者自身が直接市の施設へ搬入する場合の問い合わせ先

可燃ごみ	東部クリーンセンター	東区西大寺新地453番地5	TEL086-944-7071
	当新田環境センター	南区当新田486番地1	TEL086-246-5145
粗大ごみ	東部リサイクルプラザ	東区西大寺新地453番地5	TEL086-944-7122
	西部リサイクルプラザ	北区野殿西町428番地2	TEL086-214-2650

発行：令和5年3月

岡山市

岡山市事業系一般廃棄物減量化・資源化推進協議会

〒700-8554

岡山市北区大供一丁目2番3号

岡山市環境局環境部環境事業課資源循環推進室

TEL(086)-803-1321 FAX(086)-803-1876